政令

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年十一月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六号

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第百二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第十九号及び第二十四号」を「第十号に掲げる規定にあっては法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十号及び第二十五号」に、「にあっては、」を「にあっては」に改め、同項第二号中「第七条の二第一項第一号」を「第七条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項並びに同法第十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二十一条、第八十二条第五項及び第六項、第百二十二条第一項ただし書並びに第百二十五条第一項ただし書（これらの規定を同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

第四十条第一項第九号中「第八条第一項第六号」を「第八条第一項（第六号に係る部分に限る。）」に、「第二十八条第一項第三号」を「第二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）」に改め、同項第二十四号中「第七条第一項第六号（二）」を「第七条第一項（第六号のうち」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項中第二十三号を削り、第二十二号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四　毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第十一条（第一号に係る部分に限る。）、第十三条（第一号イに係る部分に限る。）、第十六条（第一号に係る部分に限る。）、第十八条（第一号イ及びヘに係る部分に限る。）、第二十二条（第一号に係る部分に限る。）、第二十四条（第一号イに係る部分に限る。）及び第二十八条（第一号イに係る部分に限る。）

第四十条第一項第二十一号中「第三十三条第一項第三号」を「第三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十号を同項第二十一号とし、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号中「第十一条第一項第八号」を「第十一条第一項（第八号に係る部分に限る。）」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号中「、第十一条第一項第一号」を「並びに大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）」に、「並びに」を「及び」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同項第十二号中「及び」の下に「同法」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第二十九条第二号」を「第二十九条（第二号に係る部分に限る。）」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三条第一項（第二号及び第二号の二に係る部分に限る。）

第四十条第二項の表土地収用法第百二十二条第一項ただし書（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の項の次に次のように加える。

銃砲刀剣類所持等取締法第三条第一項第二号及び第二号の二	職員	役員又は職員

第四十条第三項第四号中「第十六条第一項第二号（二）を「第十六条第一項（第二号のうち」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　石田　真敏

内閣総理大臣　安倍　晋三